

## 【実施要領】

1. 発行する商品券名 令和5年度蔵王町生活応援商品券

2. 発行する商品券 額面1枚500円（釣銭は出ません）

### 【商品券が使用できるもの、使用できないものの例示】

使用可（○）	使用不可（×）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 飲食料品、日用品、雑貨、書籍、雑誌、湿布、絆創膏などの市販薬など</li><li>・ 飲食代、宅配などのサービス代</li><li>・ 学習塾や各種スクールの授業料、教材</li><li>・ 建築、水道、電気等の工事代</li><li>・ 自動車等の整備、修理代</li><li>・ 農産物直売所の購入代</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不動産、金融商品、たばこ</li><li>・ 性風俗関連特殊営業において提供される役務</li><li>・ 商品券、プリペイドカード、ICカードへのチャージ、図書券、切手、完成はがき、印紙、</li><li>・ 現金との換金、金融機関への預入</li><li>・ 家賃、駐車場代、駐輪場代</li><li>・ 税金の支払（税金・電気・ガス・水道）</li></ul>

3. 商品券の総額 23,500,000円（4,700セット）

1セットの内訳 5,000円（内訳 A券4枚 B券6枚）

（A券：全店共通券・B券：小規模店舗専用券）

4. 商品券の発送等

①発送日：令和5年9月1日～令和5年9月30日

5. 使用期間 令和5年10月1日（日）より令和5年12月31日（日）

6. 換金期間 令和5年10月2日（月）より令和6年1月25日（木）

7. 換金手数料 商品券の換金手数料は無料

8. 換金方法

①事業者は、蔵王町商工会へ商品券及び請求書を持参し、後日、蔵王町商工会から指定された口座に、換金請求日、振込日の日程（別紙参照）の通りに振り込みます。

②換金する場合の送金先口座については、事業者本人又は法人名義の口座に限ります。

③利用された商品券の裏面に、事業者の名称を押印、若しくは記入して下さい。

9. 振込金融機関 七十七銀行蔵王支店、仙南信用金庫蔵王支店、相双五城信用組合蔵王支店、ゆうちょ銀行  
（現に口座をお持ちでない方は、口座の開設をお願いいたします）

10. 期限後の商品券 商品券は、令和5年12月31日を過ぎた商品券は、無  
となり使用出来ません。

11. 登録事業所申込締切日 令和5年7月14日(金)まで商工会に提出して下さ  
い。

## 12. 留 意 事 項

- ①商品券の第三者への転売及び譲渡が疑われるケースを除き、商品券の使用を拒  
むことはできません。
- ②商品券の交換、譲渡及び売買は禁止されています。
- ③商品券の第三者への転売及び譲渡が疑われる場合などは、蔵王町商工会に通報  
すると共に、利用者に使用できない旨をお伝えください。
- ④蔵王町商工会から商品券の使用等について照会があった場合には、誠実かつ迅  
速な対応をお願いします。
- ⑤実施要領を、遵守及び協力いただけない場合には、事業者の登録を取消す場合  
があります。
- ⑥商品券の盗難及び紛失、滅失等に対し、蔵王町商工会はその責任を負いません。
- ⑦使用期限（令和5年12月31日）を過ぎた商品券は、無効になります。
- ⑧複製した商品券は、無効ですので、目視による確認を徹底して下さい。

13. 問い合わせ先 蔵王町商工会 Tel 33-2138 Fax 33-3399  
(担当者 菅原、大野、金森)